

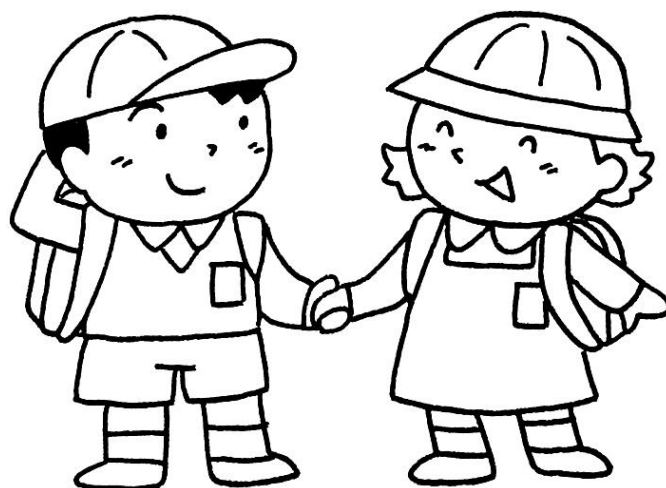
新 1 年 生 入 学 説 明 会 資 料

入学のしおり

令和 7 年 2 月 7 日 (金)

時間：午後 2 時～

場所：多目的ホール



多摩市立東落合小学校

住所 多摩市落合 3 丁目 2 4 番

TEL (042) 376-6214

FAX (042) 337-7639

ホームページアドレス <http://schit.net/tama/esihigashiochiai/>



入学式当日のご案内

- 1 日 時 令和 7 年 4 月 7 日 (月)
- 2 受 付 午前 9 時 4 5 分～午前 1 0 時 0 5 分 校舎内
※ 1 0 時 0 5 分には、必ず受付を済ませてください。

受付にて、以下の書類 5 点をご提出ください。

- ①就学通知書
- ②児童個人カード（裏面：引き渡しカード）
- ③通学路カード（登下校の確認で使します。ご記入ください。）
- ④緊急連絡・保健調査票
- ⑤タブレット端末及び Google Workspace for Education（旧 G suite for education）等のクラウドサービスの利用に関する同意書

当日は、校庭で新入生名簿を配布いたします。お子さんのクラスを確認してください。
靴箱にお子さんの名前がありますので、お家の方と一緒に確認をしてください。上履きに履き替えてから、クラス毎の受付を済ませてください。

新入生は名札を付けて、教室へ向かいます。受付終了後、保護者の方は体育館へご入場ください。

- 3 入学式会場 体育館
- 4 入学式 午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 1 5 分
- ・ 式の後、集合写真の撮影があります。
 - ・ 1 年生の教室にて学級指導後、保護者の方と配布資料の確認等を行います。
教室が狭いため、保護者の方の入室は、代表 1 名でお願いしています。

- 5 下校予定時刻 正午頃

- 6 持ち物
- ①受付にて提出していただく書類 5 点
 - ②上履きと上履き入れ（児童と保護者用）
 - ③通学用カバン（教科書を入れて帰ります。）
- ※上履き入れはお子さんに持たせてください。
- *保護者の方は、スリッパ等の履物をご持参願います。また、外履物を入れるための袋をご持参ください。履物等の取り違えを防ぐために、校舎内では持ち運びにご協力ください。

- 7 その他
- ☆東落合小学校に入学しないことが確定した場合は、
 - ・ 多摩市教育委員会学校支援課（3 3 8－6 8 7 6）
 - ・ 東落合小学校（3 7 6－6 2 1 4）の 2 ヲ所へ、至急ご連絡ください。
 - ☆学校の許可を得た方以外は、自動車での来校はご遠慮ください。
 - ☆発熱や体調がすぐれない等の症状がある場合には、無理せず参加をお控えください。

入学の前に

親の目から見ると、まだ幼く見えるお子さんも、もうすぐ1年生です。

これまではおうちの方の保護のもとでたくさんの力を身に付けてきました。これからは学校という集団の中の一員として成長していくことになります。

学校生活を安心して、喜びあふれる気持ちでスタートできるように、入学前の心構えや学校生活の約束などをまとめました。学校と家庭が協力し合って、子供たちの健やかな成長を見守っていきましょう。

学校へのゆめを大切に

子供たちは一人一人個性があり、得手、不得手があります。興味や関心も様々です。親があせると子供は不安になります。周囲の子供と比較して、あれもこれもと考え、無理することのないようにしてください。特に低学年では、誕生日によっても個人差があるものです。子供の自信を失わせてしまうことのないように言葉を掛け、「学校は楽しいところ」「友達がいっぱいいるところ」という期待をもたせてください。

子供に自信とやる気を

お子さんは、入学という機会を迎えて、小さな胸に決意を秘めています。でも、一人で行えるか学習や生活に対する不安もあります。

できないことをとがめるより、“できること”“がんばってできるようになったこと”を見つけてあげ、子供たちを優しく見守り、励ます中で自信を与えてください。

ただし、失敗したら自信を失ってしまうのではと心を砕くあまり、過保護にならないように気を付け、自信をもって自分のことは、自分でできるようにさせてください。

学校生活をよりよくするために

学校での集団生活が楽しく、有意義に過ごせるように、次のようなことを身に付けさせておくとよいです。

- 1 人の話をよく聞く。
- 2 名前を呼ばれたら、元気よく返事をする。
- 3 困ったことがあったときに先生に伝える。
- 4 自分の名前をひらがなで読んだり書いたりする。
- 5 保護者の名前、住所・電話番号がわかる。
- 6 好き嫌いせず、何でも食べる。20分程度で食べ終わることができる。
- 7 規則正しい生活の習慣（起床・朝の排便・洗顔・はみがき・食事・就寝）
- 8 ひとりで用便をすませ、始末し、手洗いをする。和式でも用がたせる。
- 9 衣服の着脱、使った物の後始末など、自分のことは自分でする。
- 10 通学路が分かり、寄り道をせずに登下校する。（P. 14 参照）

保護者の皆様へのお願いとお知らせ

- 1 入学後の予定、持ってくる物などについては、その都度学年だより等で詳しくお知らせします。多摩市では、紙資源の削減のため、LINE を活用し、学校だよりや保護者の方へのお知らせを配信しています。入学後、パスワード等お知らせしますので、登録へのご協力よろしくお願いいたします。
- 2 よくわからないことや連絡したいことは、連絡帳などで担任にお知らせください。
- 3 欠席するときは連絡帳に理由を書いて、担任まで届けてください。入学式以降は、**Google form** により、欠席・遅刻・早退の連絡ができます。こちらで連絡した場合は、連絡帳でのお知らせは、必要ありません。詳しくは、別紙を参照してください。やむを得ない時以外の電話での連絡は、ご遠慮ください。
- 4 早退する時は、安全確認のため、必ず教室にお迎えに来てください。子供一人では安全管理上、下校させることはできません。
- 5 遅刻をする時は、保護者の方が付き添い、必ず教室まで子供を送り届けてください。
- 6 自転車での送迎はできません。自転車に子供を乗せられる年齢は、小学校入学前までです。
- 7 放課後に校舎内へ忘れ物を取りに来る場合は、管理室前のノートに記入し、管理員や学校の職員に言葉を掛け、許可をとるようにしてください。
- 8 給食は、4月14日（月）から始まる予定です。4月以降変更する場合があります。
- 9 就学援助の制度があります。詳細については、印刷物をご覧ください。
- 10 お子さんのことでご心配なことがありましたら、入学式前でも遠慮なくご相談ください。

学校生活のきまり

始業前

- (1) 登校時刻を守ります。(8時00分～8時20分)
- (2) 朝会のある日(月曜日)・集会のある日(木曜日)は、8時20分には教室から移動を始め、8時25分までに朝会の場所(校庭・体育館)で学級ごとの列に並びます。

活動中

- (1) 学習用具等の忘れ物をしても、登校後は自宅へ取りに戻れません。
- (2) 特別教室へ移動する時は、2列に整列して静かに右側を歩きます。

休み時間

- (1) 天気のよい日(中休み・昼休み)は、外に出て元気よく遊びます。
- (2) 中遊びの日は、室内の遊びを工夫して、静かに遊びます。
- (3) 特別教室・使用していない教室へは、無断で入りません。
- (4) 体育館・プールの周り、駐車場、花壇近くでは遊びません。
- (5) 畑や花壇には、勝手に入りません。
- (6) 使ったボール等の遊び用具は元の場所に片付けます。

清掃時間

- (1) みんなで協力して働き、時間内に終わるようにします。
- (2) 清掃用具では遊ばず、静かに清掃作業に取り組みます。

放課後

- (1) 下校時刻を守ります。
 - * 1・2年生は、「帰りの会」が終わったら、すぐに下校します。
 - * 3・4・5・6年生は、6校時のある日は、下校時刻15時30分です。
 - * 水曜日は、14時05分までには下校します。
- (2) 学校に忘れ物をして、取りに来た時は、管理室前のノートに記入してから校舎内に入ります。職員室の教職員にその旨を告げて教室に向かいます。

その他

- (1) エレベーターは、児童だけで勝手に使用できません。
- (2) 上ばきを借りる時は、職員室で借りることができます。必ず洗ってから担任に返します。
- (3) 『携帯電話・スマートフォン等の学校持ち込みについて』4月当初に別紙にてお知らせします。携帯電話は、校舎内では使用せず、マナーモードにしておくなど、正しい使い方をご確認ください。
- (4) 東落合小学校「タブレット使用のルール」
家庭でのタブレット端末を使用する際の時間や使い方について話し合っておいてください。

(参考)

令和6年度

生活時程表

時程	月	火	水	木	金	水曜時程
8:20	児童登校					
8:25	児童朝会	朝読書	水曜時程	児童集会 音楽朝会 体育朝会	ぐんぐん タイム	
8:40			朝の会			8:25
8:45	朝の会	朝の会		朝の会	朝の会	8:35
8:45	1					8:35
9:30						9:20
9:35	2					9:25
10:20						10:10
	中休み					
予鈴 10:40						予鈴 10:20
10:45	3					10:25
11:30						11:10
11:35	4					11:15
12:20						12:00
1:00	給 食					12:40
1:15	清 掃		昼休み	清 掃		予鈴 12:55
予鈴 1:30	昼休み			昼休み		
1:35	5					1:00
2:20						1:45
2:25	帰りの会	6	帰りの会	6	1:50	
3:10	委員会 クラブ 2:30～ 3:15		下校 2:05			帰りの会
	帰りの会	2:35				
最終下校	3:30			3:30		下校 2:55

入学時に用意するもの

★入学までに、ご家庭で用意していただくもの

すべてにひらがなで記名をお願いします。

- 1 通学用カバン……背負いやすく、取り扱いが簡単なもの。
 - 2 鉛 筆 ……2 BまたはBを5本 (鉛筆は、自宅で削ります。)
 - 3 赤青鉛筆 ……1本
 - 4 色鉛筆 ……12色 (大き過ぎると道具箱に入りません。)
 - 5 消しゴム ……消しやすい大きさのもの。おもちゃ式 (香り付き・練り消し等)
は一年生の力では、上手に消すことができないため避けてください。
 - 6 油性名前ペン ……油性名前ペンを1本
 - 7 筆 箱 ……箱型で鉛筆削り等がついていないシンプルで使いやすいもの。開けた時、鉛筆が削れているかすぐわかるもの。(缶製品・布製品不可)
 - 8 スティックのり…扱いやすいもの。
 - 9 上履き ……白で滑りにくいもの。(前、後ろに記名) ※7 ページ参照
上履き入れ ……持つ (掛ける) ところは、20 cm程度だと落ちにくくなります。綿テープよりもひもの方が落ちにくく、ひものが長すぎると、床におちやすくなります。
 - 10 体育着 ……上→白の半袖シャツ ※記名のしかたは7 ページ参照
下→紺のショートパンツ (男女とも) ※フルネームで記名。
※5月開催の運動会では、半袖シャツ、ショートパンツを使用します。寒い時期は、体育着の上からトレーナーや長ズボンを履くことができます。詳しくは、入学後お便り等でお知らせします。
体育帽 ……紅白帽 (つばあり、ゴムの長さを調節のこと) ※フルネームで記名。
体育着袋 ……薄手の布で縦 32cm 横 30cm くらい (袋を閉じた時のひもの長さが 20cm 程度だと学校の掛ける部分に掛けやすいです。)
 - 11 折り畳みヘルメット…市販品をご購入下さい。
または、防災頭巾……手作り、市販どちらでもかまいません。
手作りの場合は、防火加工をした布を用いてください。
持ち手があると移動の際に便利です。
 - 12 頭巾カバー ……いすの背もたれのサイズは縦 28cm 横 40cm です。椅子の背もたれに取り付けるタイプをおすすめします。頭巾やヘルメットの出し入れや着脱を自分でできるように練習しておいてください。
 - 13 給食袋 ……ランチマット・口ふきハンカチ・マスクを入れます。 ※8 ページ参照
 - 14 マスクセット……給食当番の時に使用するマスク数枚、マスク入れ (記名をしたチャック付きビニール袋など。)
 - 15 手さげ袋 ……横 23.5 cm縦 32.5 cm高さ 6.5 cmの道具箱が入る物、2～3枚。
※7 ページ参照
 - 16 粘土、粘土板 ……お持ちでない方は、購入してください。
- 以上の1～16まで、学校指定のものは特にありません。どこのお店で購入しても結構です。

☆入学式当日に学校でお渡しするもの

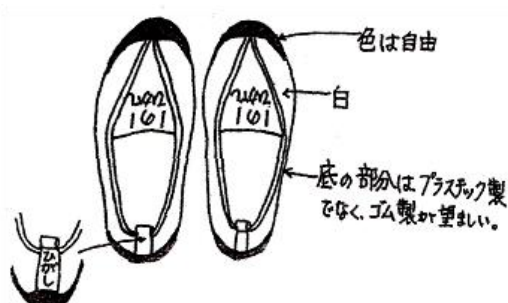
- 1 教科書
- 2 連絡袋、連絡帳、ノート（国・算・自由帳）、オイルパステル、算数ブロック、ハサミ、道具箱。後日、口座より引き落としになります。

＊ 全てにしっかりと ひらがなで 記名してください。

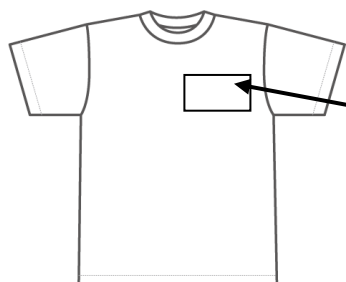
（シールでははがれてしまうので油性ペンで書いてください。）

□鉛筆、クレパス、算数ブロック等、細かいものにも一つ一つ記名をお願いします。

□上履きの記名例



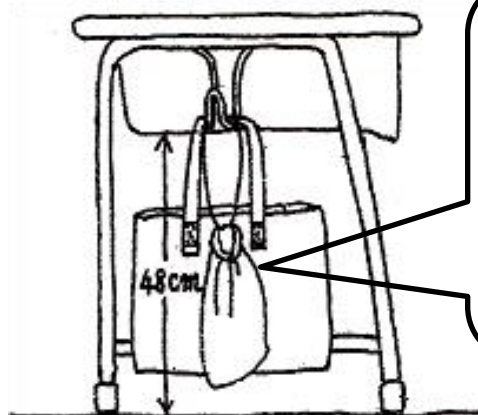
□体育着の記名例



1 - 1
おちあい はなこ

8 cm×5 cm
年・組・フルネーム
を記名

□手提げ袋、体育着袋、給食袋について

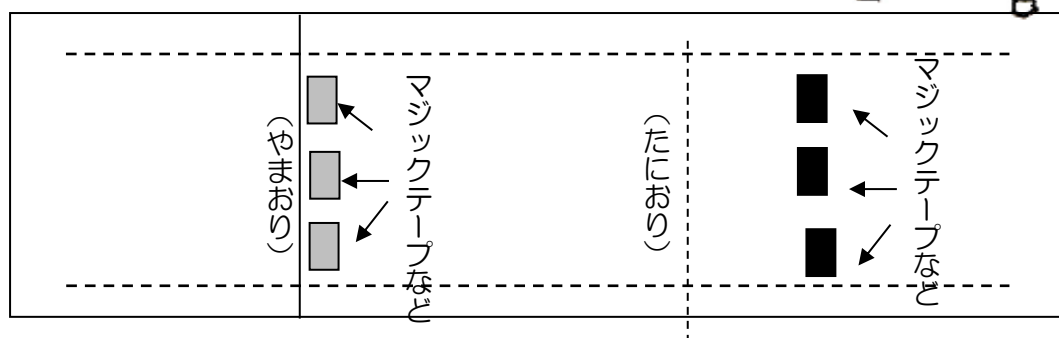
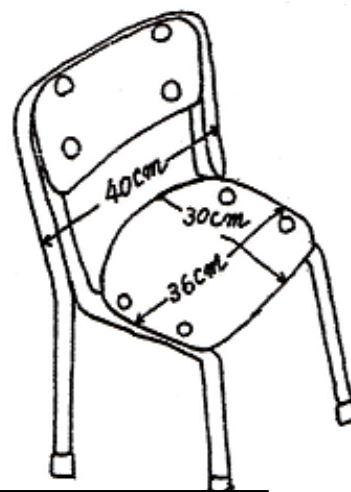
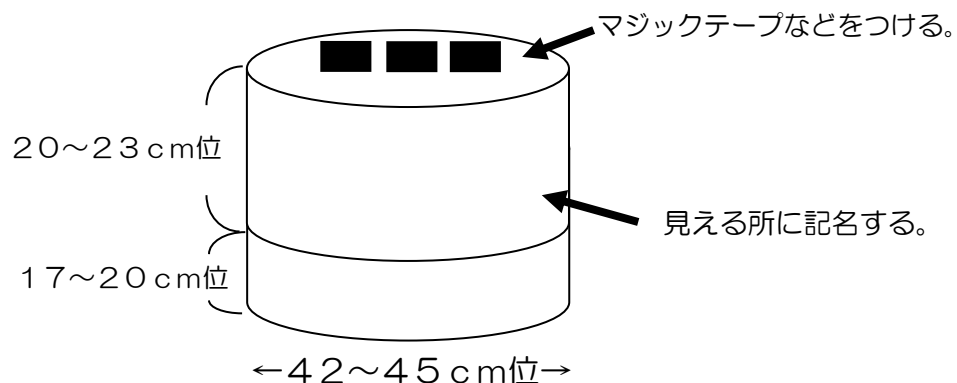


ひもが長すぎると、床について、
汚れの原因になります。足を引っかけて転倒する危険性もあるので、短めをお願いします。

(参考) 防災頭巾カバーの作り方

☆（市販の方が使いやすいです。）

持ち手があると、移動の際、便利です。



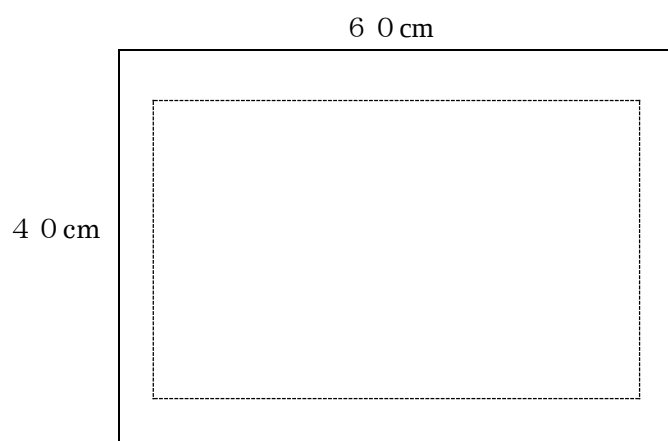
給食時の持ち物について

1 持ち物

ランチマット・口ふきハンカチ・マスク（毎日、使用）・これらを入れる小さい袋

2 ランチマット

給食を清潔なよい雰囲気の中で食べるために、ランチマットを使います。 下記の下記の大きさで用意してください。ランチマットは2～3枚あると、交換して使えます。



3 持たせ方

小さな袋（給食袋）にランチマットと口ふきハンカチ、マスクを入れて、毎日持ってきます。給食袋は毎日持ち帰ります。いつも清潔にして持たせてください。

児童の心と体の健康について

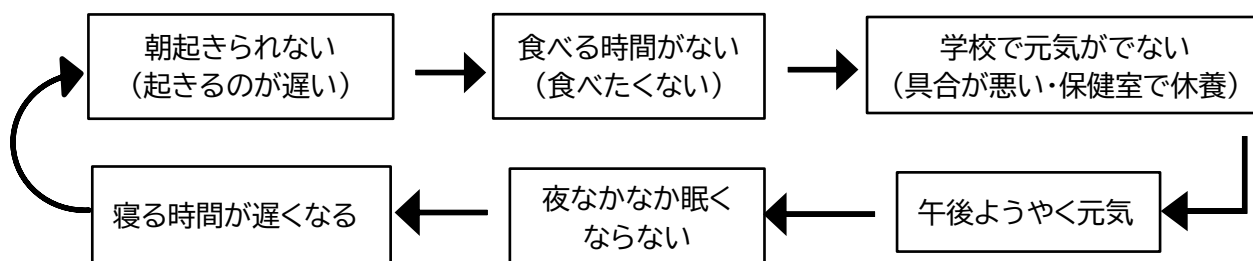
1 楽しく安全に学校生活を送るために

学校生活を楽しく安全に過ごすための基礎は、基本的な生活習慣の確立です。心と体のつながりが密接な1年生にとって、小学校入学は喜びとともに、緊張が続き、慣れない生活からストレスがかかる時期でもあります。これまで以上に、早寝・早起き・朝ごはん」に気を配っていただくようお願いします。

(1) 睡眠を十分にとりましょう。

1、2年生は、21時まで、3、4年生は21時半までに、高学年は22時までの就寝が望ましいとされています。

【睡眠不足の影響】



…という悪循環が起きてきます。睡眠時間は子供の一日を左右します。「早寝、早起き、朝ごはん」の生活習慣が定着していると、体の面だけでなく精神面の安定につながります。睡眠時間の確保をお願いします。

(2) 朝食をしっかりととりましょう。

朝食が食べられなかった、または足りなかった場合、学習や体育の授業、休憩時間の遊び等、元気よく取り組むことができず学校生活に大きく影響します。小学校の6年間は心身ともに大きく成長する大事な時期です。栄養のバランスを考え、ごはんやパンだけの朝食でなく、たんぱく質（肉・魚など）野菜や果物などを加えて、バランスのよい朝食をとって登校できるよう心掛けてください。

(3) きれいにすると「気持ちがいい」という感覚を養いましょう。

手洗い、うがい、歯みがきは、体の清潔とともに、感染予防には欠かせません。自分の体を守ることは、周囲の健康も気遣うことへもつながります。学校でも指導していますが、「石けんで手を洗ったら気持ちがいい」「歯をみがいたら気持ちがいい」「お風呂に入ったら気持ちがいい」という感覚が身に付けば、自然と行動に移すことができます。ご家庭の協力をお願いします。

(4) 困ったこと（体の不調）を自分で言えるようにしましょう。

「調子が悪い」「トイレに行きたい」「〇〇が痛い」等の時に、泣いているだけでなく、自分の言葉で大人に伝えられるように伝え方を教えてあげてください。

(5) 朝の健康観察をお願いします。

登校前にお子様と一緒に健康観察をしてください。一緒に行くことで、自分の健康状態に関心をもち、判断する力が養われます。まだ学校に慣れない時期に無理をして登校すると学校への不安につながることもあります。朝から元気がなく体調がすぐれないときは登校を控えること、登校したけれども心配なときは、お子さんの体調についてご連絡をお願いします。

2 学校で病気やけがをしたとき

- (1) 熱がある場合（37.5℃前後）や、発熱はなくてもしばらく休養後（2時間程）回復しない場合はお迎えに来ていただきます。※小学校は1人での早退はできません。
- (2) 保健室は「その日の学校でのけが」の救急処置を行う場です。継続的な処置や薬剤の貼りかえ、下校後、休日のけが等のご家庭での対応をお願いいたします。
- (3) 内服薬は原則として与えません。アレルギー（食物・喘息等）で発症時に頓服として服用する薬や、医師の指示により学校生活の時間帯の中で服用する必要がある場合はご相談ください。

3 日本スポーツ振興センターについて

学校管理下（授業中、登下校時、課外活動時等）でけがをして医療機関にかかった場合医療費が給付されます。（掛け金は市が負担）詳しくは、入学後に配布されるお知らせをご覧ください。

＊給付事由が発生した日から2年間請求が行われなときは失効となります。

＊保険証を使用し医療機関の窓口で自己負担した治療費の総額が1500円以上の場合に適応となります。子ども医療助成④やひとり親家庭の医療助成⑤との併用はできません。

4 緊急連絡・保健調査票について（入学式当日提出）

緊急の場合に必要な既往歴、予防接種歴、保険証番号や連絡先が一体となった書類です。自宅・勤務先・携帯電話番号を鉛筆で必ずご記入ください。また、記載事項に変更があった場合はすぐに学校にお伝えください。

＊日中連絡が可能な勤務先等の電話番号（携帯以外）を必ずご記入下さい。

5 下着・衣類の貸し出しについて

学校生活が始まり、遊びや学習に夢中になってしまうと、まれにトイレに間に合わなくなったり、転んで濡らしたり汚してしまうことがあります。その際は、保健室より下着や衣類の貸し出しをします。下着（パンツ）は新品を貸し出しますので、新品のものを、衣類は洗濯をして学校へ返してください。

6 学校生活管理指導表について

学校生活において配慮が必要な慢性疾患（心臓病・腎臓病等、アレルギーによりアナフィラキシーショックを起こす可能性がある等）がある場合は、学校生活管理指導表（医師の診断）の提出を毎年お願いしています。（有料）

食物アレルギーで給食での対応が必要なお子さんにつきましては、学校生活管理指導表とともに申請書類を提出していただくことにより、より詳しい食材が記載された献立表（アレルギー献立表）が配布されます。

＊多摩市はセンター給食のため、除去食の対応はありません。

7 学校感染症について

①百日咳 ②麻疹（はしか） ③流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
④風疹 ⑤水痘（水ぼうそう） ⑥咽頭結膜熱 ⑦腸管出血性大腸菌感染症
⑧流行性角結膜炎 ⑨急性出血性結膜炎 ⑩溶連菌感染症
⑪伝染性紅斑（りんご病） ⑫手足口病 ⑬A型肝炎 ⑭ヘルパンギーナ
⑮マイコプラズマ感染症 ⑯感染性胃腸炎 ⑰髄膜炎菌性髄膜炎
※インフルエンザ ※コロナウイルス感染症

上記の感染症にかかった場合は出席停止となります。学校からお渡しする多摩市指定の「登校許可証」（3枚複写用紙）に医師の証明を受けて学校に提出してください。

（停止の期間は医師の指示に従ってください。）

＊多摩市以外の医療機関及び多摩市医師会会員以外の医療機関での登校許可証の証明は、自己負担となりますのでご了承ください。

※インフルエンザとコロナウイルス感染症については、多摩市指定の「登校許可証」は発行いたしません。保護者の方がご記入いただく「登校届」を提出していただきます。

（学校ホームページよりダウンロードが可能。学校よりお渡しすることもできます。）

【学校保健安全法施行規則による出席停止期間基準】

* インフルエンザ

…発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後		
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目		登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目		登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

学校保健安全法
により、インフルエンザ
基準が「解熱後5日
から「発症した後5日
経過後2日(幼稚園児
は発症した後2日(幼
過するまで」と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過するまで)と変更
された。発症した日か
ら5日経過後2日(幼
過

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぜえと、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

* コロナウイルス感染症

…発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快後 1 日を経過するまで

東落合小学校の特別支援教育

1 特別支援教育とは

特別支援教育とは、障害のある児童に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習活動における「困り感」の改善・克服ができるよう、指導の場での適切な支援を行うことと捉えています。本校では、障害のある児童のみでなく、支援を必要とするすべての児童を対象として、以下の事項を具体的に実践し、特別支援教育を推進していきます。

- ① 児童の生活面・学習面での課題を個別に把握し、各児童の資質・能力を最大限に引き出すための適切な指導と必要な支援策を各家庭と連携して構築していきます。
- ② 学校生活において「不適応」な状況が生じている児童の実態を深く理解し、支援策を示し、各家庭と協力して状況の改善に努めます。

2 支援方法

(1) 校内委員会の設置

毎月1回のペースで校内委員会を開催し、個々の児童の支援策等について検討し、「特別支援教室・わかば」への入級、退級判定、環境整備、個別指導計画の作成、巡回相談の申し込み、研修会企画、副籍交流等について担う本校の担当教員による学校内の組織です。

(2) 巡回相談の実施

専門家による支援方法のアドバイスが必要であると校内で判断した児童に対し、保護者の承諾を得て実施されます。多摩市マネジメントチームによる巡回相談のほか、島田療育センターの施設支援事業、授業相談と3種類の実施方法があります。

(3) ピアティーチャーを活用した支援

「ピアティーチャー」とは、多摩市独自の制度に基づいて任用された教育職員です。一斉指導の授業において、個別の声掛けや働きかけ等の支援を必要とする児童に対して、座席近くに寄り添い、見守りながら学習活動を個に応じたサポートします。

(4) 家庭との支援策の共有と連携

「個別指導計画」や「学校生活支援シート」を作成し、児童自身や保護者の願いを反映させて、長期、短期目標を設定し、家庭と共通理解の下、連携しながら支援策を講じます。

(5) 特別支援教室の活用

「特別支援教室わかば」において、小集団や個別による指導を、1週間につき1～2時間程度（個に応じた設定）行い、学級での生活の充実に努めています。令和4年度より制度が変更となり、拠点校となる西落合小学校の教員が、授業のある時間に東落合小に移動して指導を行います。在籍学級と連携をして指導を行っていきます。

(6) 専門機関との連携

多摩市の専門相談機関である「発達支援室」や「教育センター」、また「島田療育センター」等の医療機関と連携を図り、指導・助言を受けて個々の児童に応じた支援策を確立します。

3 その他

- (1) さくら4組（特別支援学級【知的固定】）との日常的な交流及び共同学習を実施します。
- (2) 特別支援学校（都立多摩桜の丘学園など）の児童との「副籍交流」を実施します。
- (3) スクールカウンセラーによる面談や授業観察などを指導に生かします。

東落合小学校学区・通学路

【参考】

使用する通学路によって以下の4つのコースに色分けし、リボンをつけます。（リボンはランドセルの横に結びつけます。）入学後しばらく集団下校します。通学路については、基本的に右図の赤色と青色の道路を使用するようにしてください。

赤コース

- ・東門を出て、
左側にすすむコース

青コース

- ・東門を出て、
右側にすすむコース

黄コース

- ・西門を出て、
右側にすすむコース

緑コース

- ・西門を出て、
左側にすすむコース

本校ではこれまでも台風、大雨などの時や防犯上必要な時に地区班ごとにまとまって集団下校を実施してまいりました。今後も地区班ごとに行動する場面があるとき、スムーズに対応できるようにしたいと考えています。そこで、細分化した地区班を編成しておりますので、決められた通学路を使用してください。

詳しい地区班については、次のページをご確認ください



地区班について



注} 黄色、緑のコースについては、提出された通学路に準ずる。

地区班	下校方法	主な下校方面	リボン
赤1A	東門を出て左	落合1丁目 ※多摩青木葉交差点を渡って右	赤
赤1B		落合1丁目 ※多摩青木葉交差点を渡って左	
赤2	〃	落合3-1-1 ~3-1-8 落合3-4-1 ~3-4-6	
赤3	〃	落合3-5-1 ~3-5-4	青
青1	東門を出て右	落合3-2-1 ~3-2-1 2	
青2	〃	落合4-1・ 4-2 落合4-2-1 ~4-2-8 落合4-9 豊ヶ丘	
青3	〃	落合4-3-1 ~4-3-5 落合4-4-1 ~4-4-6 南野	
青4	〃	落合5丁目 落合4-5-1 ~4-5-6 落合4-6-1 ~4-6-3 ~落合4-2 2 鶴牧	緑
緑	西門を出て左	落合2-1 1~	
黄	西門を出て右	落合2-1~2-1 0 落合3-3 落合3-6~3-3 0 落合4-1 5・4-1 6	黄
学童	東門を出て右	東落合小学 童 落合第二学童	白